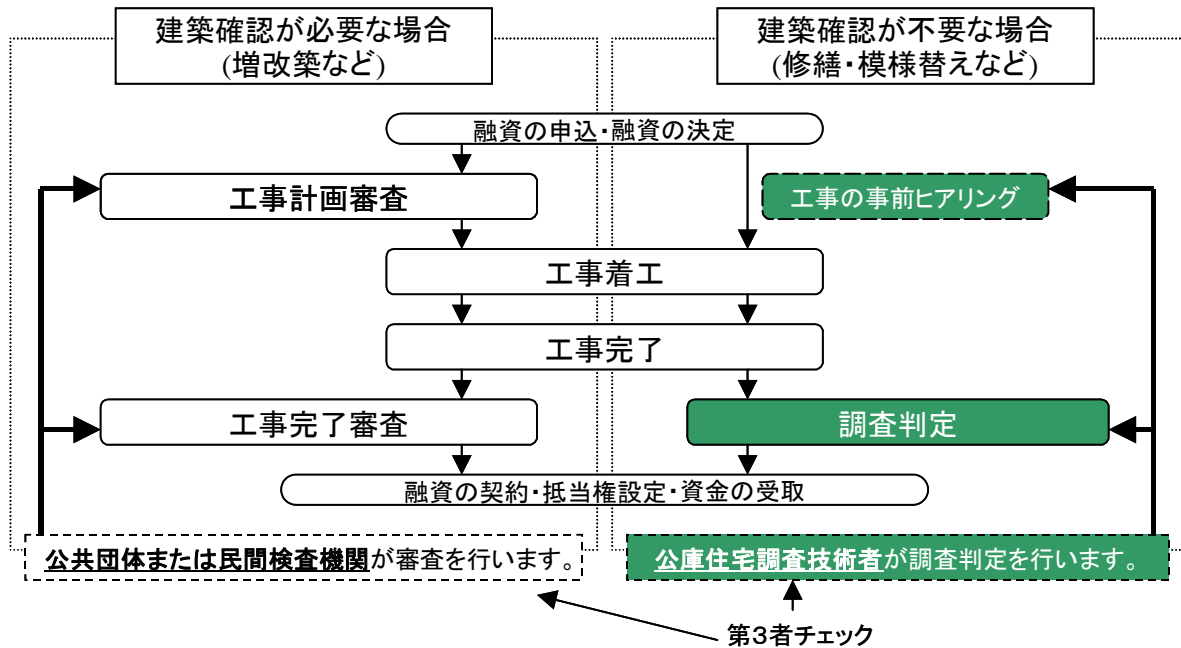


公庫を活用したリフォームについて

1 公庫のリフォームローンでは第三者による審査・判定を行います

① リフォームローンの概要



② 融資額（次の a～c までの合計額となります。）

a 基本融資額 + **b 特別加算額** + **c 債券・郵貯加算**

(注) 融資額の合計は、上記にかかわらず「住宅部分の工事費の80%」が上限となります。
また、高齢者向け返済特例制度を利用する場合は、500万円が限度となります。

a 基本融資額(万円/戸、複数の項目の融資額を合計することはできない。)

工事の内容 融資の種類	増築工事 改築工事	修繕・模様替え などの工事	融資金利	
			基準金利 適用工事	その他
政策誘導リフォーム(注)	1,000	500	2.60%	2.70%
耐震改修・耐震補強工事	1,000	1,000	2.40%	
上記以外のリフォーム	530	240	2.60%	2.70%

(注) 政策誘導リフォームには、「長寿社会対応住宅工事」、「環境共生住宅工事」、「長期耐用住宅工事」の3種類があります。

b 特別加算額(200万円/戸) c (略)

③ リフォームローンの実績

(単位:戸)

年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
受理戸数	4,917	2,536	1,002	1,134	563

(参考) 公庫住宅調査技術者（登録建築士）制度

- ・ 公庫と協定を締結した機関((社)日本建築士事務所協会連合会及び(社)日本建築士会連合会)が登録。昭和58年に創設
- ・ 登録者数は、12,729名(平成17年7月1日現在)

- ・ 公庫住宅調査技術者となるためには、建築士事務所に所属し、登録機関が行う登録講習会を受講することが必要
- ・ 登録期間は2年間。更新時にも講習の受講を義務づけ、責務の認識及び公庫技術基準の理解の徹底を図っている。
- ・ 公庫は、登録機関を通じ、業務の適正かつ厳格な執行を指導。
なお、リフォーム工事の調査判定業務は、建築士法第21条(その他の業務)に規定する「建築物に関する調査又は鑑定業務等」に該当するため、違反等があれば行政処分が適用される。

2 公庫が行っている住情報提供及び相談業務

① 住情報の提供

ホームページ、各種マニュアルの発行、セミナーの開催等を通じ、公庫融資に関する情報のほか、資金計画、技術事項等、幅広く住情報を提供。

② 窓口相談等

住情報相談センター(首都圏)、全国の支店、出張所等において、窓口相談、電話相談を実施。

(参考) 高齢者向け返済特例制度に係るカウンセリングの実施

- ・ 高齢者向け返済特例制度は、バリアフリー工事を行う高齢者に対し、元金の返済を猶予し、利息のみの毎月支払いし、借入者が死亡した際に元金一括返済とする制度(平成13年10月から実施)。
- ・ 融資に際しては、公庫、高齢者財団によるカウンセリングを実施。
カウンセリングは、高齢者がリフォーム工事の内容、融資の条件等を理解し、無理なく制度を利用できるよう助言するもの。
- ・ 工務店団体との連携により、カウンセリング体制を充実。
全建連高齢者住宅リフォームカウンセラー 約567名(平成17年2月末現在)